

事 務 連 絡
令和 4 年 12 月 7 日

一般社団法人日本慢性期医療協会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
医療安全推進・医務指導室

「医療法第 6 条の 11 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める団体」の
一部改正について（周知依頼）

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

病院、診療所又は助産所の管理者は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 6 条の 10 第 1 項に規定する医療事故が発生した場合、同法第 6 条の 11 第 1 項に規定する医療事故調査を行うため、同条第 2 項の規定に基づき、医療事故調査等支援団体（以下「支援団体」という。）に対し、必要な支援を求めるとされています。

支援団体は、「医療法第 6 条の 11 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める団体」（平成 27 年厚生労働省告示第 343 号）により定めていますが、今般、別添 1 のとおり一部改正し、別添 2 のとおり本日の官報にて告示しましたので、お知らせします。

貴団体におかれましては、貴会会員施設への周知をお願いいたします。